

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休みのときは、
翌日の翌日)

目 次

◇告 示 宅地建物取引業法による公開による聴聞（建築課）

告 示

鳥取県告示第二百二十八号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十九条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同条第二項の規定により告示する。

平成四年二月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 聴聞の期日

平成四年二月二十一日 午前十一時
二 聴聞の場所

鳥取市東町一丁目二七一

鳥取県職員会館第二会議室

三 聴聞当事者の住所及び氏名

鳥取市吉方温泉三丁目六〇六

有限会社細田商事代表取締役 細田福治

八頭郡八東町大字小別府五八三

宅地建物取引主任者 細田福治